

第5期決算公告

2022年6月9日

東京都港区芝三丁目23番1号  
株式会社ITB Next Creation  
代表取締役 島村 直樹

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	131,256,359	流動負債	68,146,656
現金及び預金	126,069,440	営業未払金	6,660,816
営業未収金	3,654,000	未払金	1,222,411
前払費用	1,512,346	未払費用	3,629,638
未収金	20,573	未払法人税等	309,835
		未払消費税等	448,900
		営業前受金	55,569,050
		預り金	306,006
		負債合計	68,146,656
固定資産	16,679,992	純 資 産 の 部	
有形固定資産	248,872	株主資本	79,789,695
建物附属設備	248,872	資本金	100,000,000
投資その他の資産	16,431,120	利益剰余金	△ 20,210,305
差入保証金	16,431,120	その他利益剰余金	△ 20,210,305
		繰越利益剰余金	△ 20,210,305
		純資産合計	79,789,695
資産合計	147,936,351	負債・純資産合計	147,936,351

# 個別注記表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産・・・・・・・・定率法を適用しております。

（リース資産以外）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

#### (2) 無形固定資産・・・・・・・・定額法を適用しております。

（リース資産以外）なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

プロダクション事業については、顧客との関係において当社が「代理人」とみなされる取引は手数料見合分の純額で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、

当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社の主な事業であるプロダクション事業については、顧客との関係において当社が「代理人」とみなされる取引は総額で収益を認識していましたが、手数料見合分の純額で収益を認識する方法に変更しております。

### 【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,264,600 円
短期金銭債務	701,748 円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,403,928 円

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式は普通株式で2,000株であります。

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。